

上尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 1 月 27 日

上尾市長 畠山 稔

## 上尾市条例第 6 号

### 上尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(上尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 上尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年上尾市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 24 号中「第 43 条第 2 項」を「第 43 条第 4 項」に改める。

第 25 条中「第 33 条の 10 各号」を「第 33 条の 10 第 1 項各号」に改める。

第 37 条第 1 項中「第 42 項第 3 項」を「第 42 条第 3 項」に改める。

(上尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び上尾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 2 条 次に掲げる条例の規定中「第 33 条の 10 各号」を「第 33 条の 10 第 1 項各号」に改める。

- (1) 上尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年上尾市条例第 28 号）第 12 条
- (2) 上尾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年上尾市条例第 29 号）第 12 条

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条中上尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第 2 条第 24 号の改正規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。